



NHK・BSプレミアム「きらり!えん旅」で 歌手の森山良子さんが南三陸町にやってきます!

震災で大きな被害を受けた東北を励まそうと、市町村を訪ねるNHK・BSプレミアムの番組「きらり!えん旅」で、歌手の森山良子さんが南三陸町にやってきます。

そこで今回、森山良子さんに南三陸町の良さをアピールしてくださる方を募集します。

おすすめの風景、隠れた穴場をご存じの方、伝統料理、伝統芸能、自慢の特技などでもてなしたい方、その他、南三陸町のこんな魅力を伝えたいというアイデアのある方、復興に尽力している方・グループなどアピールしたい内容と連絡先を手紙やはがき、ファックス、メールなどでお知らせください。自薦、他薦は問いません。南三陸町の素晴らしさを、全国に広めてください!

森山良子さんが南三陸町を旅するのは、3月11日(水)から13日(金)までの3日間です。
たくさんのご応募をお待ちしています!

◇応募締切 2月13日(金)

◇応募先 〒150-0047 東京都渋谷区神山町5-20 神山町小川ビル
㈱NHKプラネット「きらり!えん旅」係
FAX 03-3485-3984 メール entabi@nhk-pn.jp

※実際にテレビ取材する場合は、番組制作スタッフからご連絡します。

「えん旅」の「えん」とは、東北を“応援”しようという“援”、ふるさと自慢を訪ね歩き、地元の方々と“ご縁”をつなぐ“縁”、旅の終わりにステージで芸を披露する“公演”の“演”など、さまざまな意味が込められています。



問い合わせ 産業振興課観光振興係 ☎46-1378

「起業支援補助金」のお知らせ

町では、地域資源を活用した経済活動を行うための起業をしようとする方に対し支援措置を講ずることで、産業の振興を図り、地域の活性化と雇用の創出に資することを目的として、起業支援補助金を交付します。

補助金の交付を受けようとする方は、起業化計画の募集に応募し、認定を受ける必要があります。

◆募集への応募要件

町内に事業所を有し、または有する見込みの個人、団体または法人であって、次の要件を満たす方。

- (1) フランチャイズ・チェーンに加盟していない。
- (2) 個人にあっては、町内に住所を有する方、または補助金の申請を行おうとする日の前日までに町内に住所を有する見込みの方。
- (3) 町税等の滞納のない方。

◆起業支援補助金

補助対象経費の2分の1の額(千円未満の端数切り捨て)で、上限300万円

(開業準備経費及び施設設備費は200万円を上限、運営経費及び雇用経費については100万円を上限)

◆応募方法等

起業化計画書を提出していただき、審査会での認定を受けた後に補助金の交付申請をしていただくことになります。なお、今回の募集件数は3件とします。

◇起業化計画書提出期限 2月13日(金)午後5時

◇起業化計画書提出先 産業振興課商工業立地推進係(役場2階)

※審査会の日程は、起業化計画の応募者へ改めて通知いたします。

※提出書類や不明な点等については、問い合わせください。

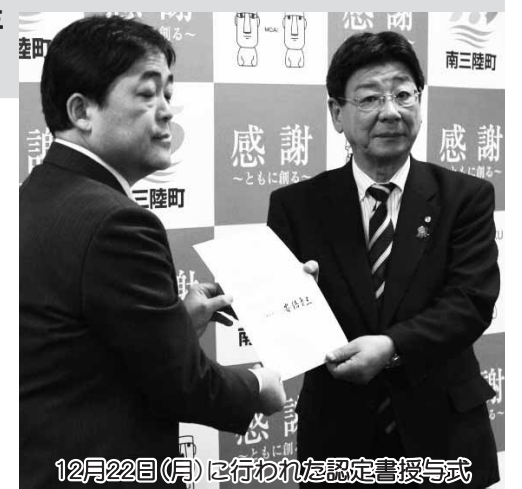
問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

観光復興推進計画(観光特区)が認定されました

町では「観光復興推進計画」を策定し、平成26年12月17日付けで国から認定を受けました。

観光復興推進計画(観光特区)の概要

町の地域活性を目的とした観光関連産業の早期再開、新規開業を推進するため観光特区を導入します。震災以前は、恵まれた自然や食の魅力を活用した観光に留まらず、教育旅行や農山漁村体験など、この町での生活や文化、「なりわい」の体験等でも多くの方が訪れていました。この計画により観光の復興を推進することで、交流を活性化させ、消費拡大を促すなど、地域経済の活性化と観光関連産業による雇用機会の確保を図ります。この計画に定める区域内で観光関連産業の再開、新規開業をする事業者は税制上の特例措置を受けることができます。



12月22日(月)に行われた認定書授与式

税制上の特例措置

観光特区内において認定日(平成26年12月17日)から平成28年3月31日までの間に、観光関連事業者(宿泊施設や飲食店、土産店等の観光に関わる事業を行う法人または個人)が事業を実施、資産(建物・設備等)を新設・増設した場合、法人税(個人の場合は所得税)、事業税・不動産取得税、固定資産税について特例措置が受けられます。この特例を受けるためには町へ申請していただき、税制上の特例を受けられる指定事業者となることや、その事業の実施状況を報告して町から認定書の発行を受け、国・県・町へ税の減免手続きが必要となります。

観光関連事業者向けの説明会を開催します

観光特区とはどのようなものか、また、指定事業者となるためには何が必要なのか、特例措置を受けるためにはどうすればよいのかなどについて、観光関連事業者向けの説明会を下記のとおり開催します。平成27年度中に計画実施のある事業者または個人の方は、ぜひご参加ください。

◇日時 2月12日(木)
午後2時から3時30分
◇場所 南三陸ポータルセンター

【内容】
・特区制度の概要について
・対象区域、対象業種、申請方法について

※観光復興推進計画の本文、概略図等については町の公式ホームページ(<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>)でご覧いただけるほか、産業振興課窓口でも閲覧できます。

問い合わせ 産業振興課観光振興係 ☎46-1378